

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keikaizensenjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
 福祉部 施設・団体事業推進課内
 社会福祉法人経営改善支援事業担当
 電話 044-739-8722 (相談専用)
 F A X 044-739-8737
 E-mail shisetsu-dantai@csw-kawasaki.or.jp
 H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

★会計のマメ知識★

会計士からのためになる税務の基礎知識コーナー

決算時によくある間違いとその訂正方法

固定資産について

決算時に多い間違いとして、本来「固定資産」として計上すべきものが「費用」に計上されていたり、反対に「費用」に計上すべきものが「固定資産」に計上されていることがよく見られます。

具体的には以下のポイントがあります

- ① 既に廃棄又は売却した資産が計上されていないか
- ② 取得価額1点10万円未満で耐用年数1年未満の資産が計上されていないか
- ③ 当初に購入した資産で、取得価格が10万円以上で耐用年数1年以上の資産がもれていないか
- ④ 寄附を受けた取得価額10万円以上で耐用年数1年以上の資産を計上しているか

訂正方法

納品書等の証憑書類で内容を確認する事や、現物と固定資産管理台帳の記録とを照らし間違いがある場合には決算で修正を行いましょ。

記事提供 **福祉・医療事業支援機構 LLP** [クリックで詳細情報](#)

社会福祉法人の運営・経営のサポートを専門に活動している会計士のプロフェッショナル機構です。本事業の相談を担当しています。

★イベント情報★

- テーマ● 「知る、聞く、探す！福祉のお仕事相談会」
- 日時● 平成25年7月6日(土)
- 場所● 川崎市総合福祉センター7階
- 主催● 川崎市福祉人材バンク
- 対象● **求人**平成25年度内、平成26年4月に職員採用予定の法人(市内福祉人材バンク取扱い対象事業を行う法人・団体)
求職者①福祉施設に就職希望の方
②来春卒業予定の学生

参加無料

※詳しくは担当事務局より改めてご案内いたします。

優秀な人材を確保するチャンス!!
求人フースを出してみませんか?

経営改善支援事業 相談日程

4月10日(水)・24日(水)

5月15日(水)・22日(水)

6月 5日(水)・19日(水)

時間

14:00~16:00の間
60分~90分程度(要予約)

ご予約方法

1週間前までにご希望日時・相談内容をご連絡ください。秘密厳守いたします。

ご予約先

上記電話番号・FAX又は [E-mail](mailto:shisetsu-dantai@csw-kawasaki.or.jp)にてご連絡ください。

相談場所

来所・訪問どちらでも可。
お気軽にご相談ください。

経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

経営改善
相談事業

経営健全化計画
作成支援事業

社会福祉施設
運営費融資事業

事業案内チラシは
こちらをクリック

無料

施設運営に専門家のアドバイスを!!お気軽にご相談ください。専用電話 044-739-8722

★おしらせ★

**有期労働者がいる
事業主様必見!!**

『有期労働契約』の新しいルールができました

労働契約法の改定により変わる、平成25年4月1日以降からの有期労働契約の変更ポイントは下記の3つです。

無期限労働契約 への転換

有期労働契約が繰り返し更新され、合計で5年を超えたとき、労働者の申込みで無期労働契約に転換されます。

『雇止め法理』 の法定化

過去の最高裁判例で確立した“雇止め”(契約の解除不可)となる原則が法定化され、手続きなどが条文化しました。

不合理な労働 条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、不合理な労働条件の違いを設けることが禁止されます。

上記の3つの■をクリックで各詳細情報へリンクします

パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託、呼び名はさまざまですが、皆有期労働社員です。皆が安心して働けるように法改正されました。